

令和7年度答申第71号
令和7年12月25日

諮問番号 令和7年度諮問第119号（令和7年11月27日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項柱書きは、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げるとともに、同条

2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施について必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定する。

(2) 労災保険法29条2項の規定による委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）32条は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費等の支給を行うものとする旨規定する。

労災保険法施行規則33条1項柱書きは、労災就学援護費は、同項各号のいずれかに該当する者に対して支給するものとする旨規定し、同項2号は、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支給を必要とする状態にあるものと規定する。また、同条3項は、同条1項及び同条2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨規定する。

2 事案の経緯

(1) B（以下「本件労働者」という。）は、C社で建設の業務に従事していた者であるが、平成25年4月12日、顧客工場において2階屋根のスレート葺き替え作業中にスレートを踏み抜き、地上に落下して頭部及び胸部を強打し負傷した。本件労働者は、外傷性くも膜下出血、急性硬膜下血腫等で入院加療し、平成26年2月28日付けで治ゆと判断されたが、高次脳機能障害及び右片麻痺が残存し、障害等級第1級の3に該当すると決定された。

(調査復命書（令和6年12月2日作成）)

(2) 本件労働者は、令和6年5月5日、新型コロナウイルス感染症に罹患し、同月7日、救急搬送され入院した後、同年6月22日、廃用症候群を原因とする呼吸不全により死亡した（廃用症候群の発症から死亡までの期間：約2か月）。

(調査復命書（令和6年12月2日作成）、死亡診断書)

(3) 本件労働者の遺族である審査請求人は、令和6年7月12日付けで、処分庁に対し、遺族補償年金及び葬祭料の支給請求（以下「本件遺族補償年金等支給請求」という。）をするとともに、本件申請をした。

(遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、労災就学等援護費支給・変更申

（請書）

（4）処分庁は、令和6年12月3日、本件遺族補償年金等支給請求に対し、これらを不支給とする各決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）をし、同日付で、「業務上災害と死因との相当因果関係が認められないことから、不支給と決定いたしました。」との理由を付して、審査請求人に対し通知した。

（遺族補償年金不支給決定通知、葬祭料不支給決定通知）

（5）審査請求人は、令和7年1月24日付で、□労働者災害補償保険審査官（以下「本件審査官」という。）に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求（以下「別件審査請求」という。）をした。

（労働保険審査請求書）

（6）処分庁は、令和7年6月3日、本件申請に対し、本件不支給決定をし、同月18日付で審査請求人に対し通知したが、当該通知に記載された在学者の氏名に誤りがあったため、同年7月1日付で改めて審査請求人に対し通知した（以下「本件不支給決定通知」という。）。

なお、上記の各通知には、いずれも本件不支給決定の理由は記載されていなかった。

（調査復命書（令和7年5月27日作成）、令和7年6月18日付け労災就学等援護費不支給決定通知、本件不支給決定通知）

（7）審査請求人は、令和7年7月5日（消印日）、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、封筒）

（8）審査庁は、令和7年11月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

労働者死亡当時その収入によって生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難である。

第2 諒問に係る審査庁の判断

1 本件審査請求の論点は、審査請求人が、昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添「労災就学等援護費支給要綱」（令和7年3月27日付け基発0327第2号による改正後のもの。以下「本件支給要綱」という。）3（1）口に定める労災就学援護費の支給

対象者と認めることができるか否かである。

- 2 本件労働者の死亡の原因は廃用症候群であるところ、その兆候は新型コロナウイルス感染症に罹患し入院することとなったことを契機に進行したものと見受けられることから、業務災害による負傷との間に相当の因果関係があるとは認められない。
- 3 労災就学援護費の支給対象者となるためには、遺族補償年金受給権者と認められる必要があるところ、上記2のとおり、本件労働者の死亡と業務災害による負傷との間に相当の因果関係を認めることはできず、遺族補償年金の不支給決定がされていることから、審査請求人は遺族補償年金受給権者には該当せず、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。
- 4 以上のとおり、本件不支給決定は違法又は不当なものとは認められない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年1月27日、審査庁から諮問を受け、同年1月18日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年1月9日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件申請は、本件遺族補償年金等支給請求と同日（令和6年7月12日）に行われたところ、本件遺族補償年金等不支給決定（同年1月3日）が請求から5ヶ月弱でされたのに対し、本件申請から本件不支給決定（令和7年6月3日）までは約11ヶ月を要している（上記第1の2の（3）及び（6））。その理由について、審査庁に照会したところ、処分庁は、本件審査官による別件審査請求に係る意見書の提出依頼（同年2月18日）を受けて、意見書を作成し、内部決裁する際（同年5月下旬）に、本件申請に対する処分が行われていないことが判明したことから、早急に調査し、本件不支給決定をしたものである旨の回答があった。そして、この点について審査庁の見解及び再発防止のための指導等の対応状況を照会したところ、審査庁としては、労災就学援護費について、申請後速やかに処分を行うことが重要であると考えており、標準処理期間を1ヶ月と定めた上で、都道府県労働局に対し、これに基づき適切に処理を行うよう指示しており、引き続き適切に処理が行われるよう指示していきたい旨の回答であった（審査庁主張書面（令和7年1月9日受付））。

処分庁においては、今後、労災就学援護費の申請に対する処分及び通知に係る事務につき遗漏のないよう留意すべきであり、審査庁においては、

都道府県労働局に対する適切な処理の指示を徹底すべきである。

(2) 上記（1）で指摘した点以外では、本件申請から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、併せて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条参照）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。労災保険法施行規則33条1項柱書き及び同項2号が、労災就学援護費の支給対象者を、遺族補償年金等を受ける権利を有する者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者に係る業務上の災害と死因との相当因果関係は認められないとして本件遺族補償年金等不支給決定がされている（上記第1の2（4））から、審査請求人は遺族補償年金の支給決定を受けている者ではなく、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

本件不支給決定通知においては、本件不支給決定の理由が記載されていない（上記第1の2（6））。この点について、審査庁に照会したところ、審査庁は、審査請求人が本件不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、労災就学援護費の支給要件（労災就学援護費の支給対象者は、遺族補償年金の受給権者であることが前提となっていること）を明示した上で、審査請求人がこれに該当しないことを理由として示す必要があったと考えていることであった（審査庁主張書面（令和7年12月9日受付））が、諮問説明書にはこの点について検討した形跡が見当たらない。

行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項は、行政庁は、申請により

求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定し、同条2項は、処分を書面でするときは、当該処分の理由は書面により示さなければならないと規定している（本件支給要綱7（1）ホ（ニ）も、労災就学援護費を変更又は不支給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）（以下「通知書様式」という。）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すると規定している。）。

この行政手続の基本原則に従い、本件不支給決定通知には、支給要件の全体像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるよう提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条参照）の達成にも資することになると考える。なお、通知書様式には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていない。仮に通知書様式に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が本件不支給決定通知に理由を記載する契機となったのではないかと考えられる。

この点については、当審査会の累次の答申でも指摘していることから、その対応状況について審査庁に照会したところ、審査庁は、都道府県労働局の労災補償課長に対し、不支給決定の理由付記に当たっては、申請者が正しく理解できるよう、どの要件に沿って判断したか、そのうちどの要件に該当するかしないのか等を正確に記載するよう、資料を示して指示していること（審査庁主張書面（令和7年12月9日受付）、労災就学等援護費における不支給決定理由記載例）であった。審査庁は、引き続き、関係機関に対する指導を徹底するとともに、本件支給要綱及び通知書様式の変更について、真摯に検討し、改善すべきである。

また、上記のとおり、理由の提示は行政手続の基本原則であることからすると、それが行われていない場合には、審査庁はその点について何らかの評価を示すことが求められる。諮問説明書は、審査庁が当審査会に諮問する際、

当該時点での審査庁としての裁決の考え方及び理由を記載するものであることから、審査庁は、理由の提示がないことについて評価を行い、その結果を諮問説明書に記載する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	吉 開	正 治 郎
委 員	中 原	茂 樹
委 員	福 本	美 苗